

日本人と捕虜―愛知県の場合―

松下佐知子

日露戦争では、日本に数多くのロシア人捕虜が移送された。日本は自国が欧米諸国のような文明国であることを証明するため、捕虜に対して国際法に則って接しなければならなかった。実際、どのように接していたのであろうか。今回は名古屋・豊橋と二カ所に収容所をもつ愛知県の実例を中心に収容所の実態と捕虜を取り巻く日本人についての資料紹介を行う。

「新朝報」は、豊橋市の地方紙で豊橋市政における実業団和解系新聞である。¹党派のバイアスがかかる史料ではあるが、豊橋で発刊された他の新聞が管見の限りないためバイアスに気をつけながら利用したい。

一 日本社会と捕虜

日露開戦前後からの日本社会のロシア人に対する敵がい心の高揚が見受けられる。

ロシア正教の教会では、

ここにあるのがロシアの教会ではなく完全に日本の教会であることがわからない人びと、あるいはわからうとしない人びとが、おろかな挙動に走らないようにするために、当分は鐘を鳴らすのは止めようと思ふ。²

と、被害を受けないように教会の鐘を鳴らすのをやめる判断をしていた。それ以外にも、

かれ（小田原のワシリイ薄井神父―筆者）きのうの晩八時すぎ、一〇人ばかりの男たちが小田原の教会を襲い、教会の文と神父の家の木戸を壊し、家のまわりのものを何もかもめっちゃめちゃにしていっていったという。³

と、十人ほどの男が小田原の教会を襲う事件も起きている。これらは日露戦争の初期の段階のことである。また、開戦後の早い時期から、

敵皇占領後我兵（日本兵―筆者）は三々五々仮縋帯所に帰り来り各兵血痕淋漓を負傷せる戦友に示しつつ、オイ喜べ此血はロスケの血だぞ貴様等の仇を討つて遣つたと慰めたり。⁴

のように、ロシア人に対する差別語を新聞中でも使用している。以上三つの史料のようにロシア人に対する悪感情は開戦を期に悪くなったものではなかった。

このような中で日本に送られてきた捕虜は、日本国民にとっては見物の対象であった。松山の収容所では、

慰問者も、手軽に慰問し得る故、見物半分に慰問する者多く、各慰問者は、皆な煙草、鶏卵、ビスケットなどの慰問品を寄贈する故、衣食の給養豊富なる上に、また此の寄贈ありて何れも欣々と悦びつつあり。⁵

と、見物半分、気楽に「慰問」に訪れ、「慰問」の際にビスケットなどの寄贈があるため捕虜は喜んで受け取っているとされた。これが慰問の実態であった。名古屋の収容所でも、「以前は慰問名義で見物かたがたの面会を認めていたが煩繁で、現在相当なものを持ってこないと受け付けていない」と見物かたがたの慰問は手続きで煩雑なくらい訪れており、相当な慰問品を持ってこないで慰問を認めていなかった。このように日本社会には、捕虜を見物する人が大量にいたことが分かる。

その上、捕虜の神経を逆なでするようなことを行う日本人もいた。静岡では、

三席目には例の千代萩御殿場千松忠死の場を旅順艦隊全滅に作り換へし者を語りたてけるに、俘虜将校中日本語を解するものありて、大に怒り席を蹴立てて立帰り発起者に質問書を発したるより此に一条の問題は起り如何にもして此埒を丸く納めんと苦心慘憺中の由なるが、（後略―筆者）⁷

と、慰問の義太夫で旅順艦隊全滅をやり、日本語の分かる捕虜が激怒して、演者が対応に苦慮している。松山では、収容所の目で戦捷行列が捕

虜收容所のある一番町を通る際、

昨日（一九〇五年六月七日）筆者）催サレシ松山市内学校聯合ノ祝捷国旗行列ガ一番町ヲ通過スルニ收容所ノ門前ニ到レバ、各区隊必ラス祝捷唱歌ヲ始メ中学校生徒ノ如キハ故ラ声張り上ゲテ万歳ヲ唱ヘタリ。（中略）筆者）一將校ハ大ニ感情ヲ害シテ曰ク、日本教育者ノ浅虜驚クノ外ナシ。吾人ノ前ニ故ラニ唱歌セシムルハ、之レ即チ吾人ヲ輕蔑シ恥辱ヲ加ヘントスルモノニ非ズヤ。吾人ヲ輕侮シ恥辱ヲ加ヘテ彼等何ノ得ル所アルカ。非拳妄動ヲ敢テシテ一時ノ快ヲ貪ルガ如キハ、教育者ノ最モ戒ムベキ所ナルニ思フ。

と、中学生にわざと大声で祝捷唱歌を歌われ万歳される事に捕虜は激怒し、將校は抗議している。このように開戦当初からロシア人に対する態度は不穩当で、かつロシア人捕虜は日本人にとっては見せ物であり、侮蔑の対象であった。

二 「文明国」日本にふざわしい行動がとられていたか

当時の日本では、

征露の意を寓し、黒鳩を射貫き又は露兵の首を吊るしたる出物をなす等、各自奇警を競ひ種々に趣構を凝らせる模様なるも、露國を侮辱せる意味の野蛮の出物は、文明國を以て自他相許せる我國の体面を汚すこと尠からざるを以て其筋にては斯かる出物は断然禁止を命ずる方針なれば（後略）筆者）。

と、戦捷会でロシア兵の首をつるすような野蛮な出し物を行う事を禁止していた。この点は日清戦争とは大きく異なるところだが、文明國の体面を汚さぬためであった。この史料より、禁止されなければ、ロシアに屈辱的な出し物を行う雰囲気は日本社会にはあったことが分かる。

また、

俘虜輸送中沿道人民心得方訓示之義ニ付、客年（一九〇四年）筆

者）十一月十六日付ヲ以テ依命及通達候処、爾後輸送指揮官ヨリ其筋ニ報告スルル処ニヨレバ某地方ニ於テハ群衆中言語若クハ動作ヲ以テ俘虜ニ対シ侮蔑ヲ加ヘ、甚シキニ至リテハ丁年以上ノ者ニシテ土砂ヲ投シタルモノ多数有之趣、右ハ一時敵愾ノ精神ニ驅ラレ、以上ノ如キ暴挙ニ出ツルモノニ可有之、遺憾ノ次第二候條、左記ニ依リ取締向特ニ御配意相成度、依命此段重テ及通達候也。¹⁰と、捕虜に対して侮辱をしたり、土砂を投げるものがあるので取り締まるよう配慮して欲しいという通達が出ている。新聞にも三度も同内容の記事が、新聞の投書も三通掲載された。¹¹再三の注意喚起の記事は、日本社会に注意しなければならぬ状況があったからである。そして、それぞれの住民に対する説論のために、

一、俘虜通過前、予メ役場吏員ヲシテ沿道付近各戸ニ付、其貧富貴賤ノ別ニ応ジ懇篤説論ヲ加ヘシメ、特ニ出征軍人ノ家族若クハ遺族ニ対シ不心得ノコトナキ様注意ヲ加フル事

二、学校生徒ニ対シテハ教員又ハ父兄等監督ノ任ニ当ル者ヲシテ訓戒ヲ加ヘシムル事¹²

と、特に役場吏員を住民の説得に当たらせ、出征軍人の家族・遺族には不心得な者が無いよう注意を払い、生徒に対しては教員や家族が指導を行うことを通牒している。このように文明國らしからぬ行動を日本人はとる可能性があり、政府はそれを抑えようとした。そして愛知県に捕虜が来る以前からロシア人に対する日本人の対応に政府は頭をいためるところとなる。

以上のような雰囲気の中捕虜移送の際豊橋でとられた自治体の行動は、「文明國」日本の取った対応がどのようであったかを表している。

警戒には井田豊橋署長が数十名の正服及び角袖巡查を指揮して雑沓を制せる等、非常の強力にて、其他浅井十七旅團副官宮村補充大隊副官皆数名の部下を随へて出張し、豊橋憲兵分隊よりも殆んど物出にて警戒せられたれば、毫も紛擾なかりしは幸ひなりし。

(後略―筆者)¹³

と、出迎えに「文明国」日本を見せるために必要と考えたのは数十人の警察官・憲兵の出動であった。移送の際には、

昨日(一九〇五年三月六日―筆者)俘虜の来た時に豊橋停車場前で雑沓を制する御役人の御骨折は恐れ入ったが、一人笑つた者があつて、ナゼ笑つたと叱られ横ッ面を撲り飛ばされたが、国民を撲り飛ばす程に俘虜を大切にせねばならぬといふ理由は何処にある¹⁴。

と、役人の骨折りは恐れ入ったが、住民で笑つた者を殴るほど捕虜を尊重しなければならぬ理由はどこにあると述べられており、住民は捕虜の尊重について理解できていなかった。説論も行われたが、実際住民は暴力によって抑えられた。

他にも、「高師原収容の俘虜が大に乱暴を働いたので、我衛兵が〇〇したとの評判がある」と、高師原の捕虜が乱暴を働いた等の噂があつた¹⁵。「豊橋祝捷会の当日中、ハリスト教会では弔旗を掲げたので、クソ縁起が悪い滅茶々にぶつこわして仕舞へと叫んだ連中もあつた。教会の意志那邊にありしか」と、ハリストス教会が弔旗をあげたことに対して壊してしまえと叫ぶような雰囲気¹⁶があり、ロシア人捕虜やロシア正教会をめぐって日本社会が緊迫している様子がうかがえる。日露開戦以降ずっとロシア人捕虜に対して日本は「友好的」に対処したが、それについて住民は理解を示さなかった。

三 自由散歩と捕虜将校

捕虜としての滞在中、一部のロシア人捕虜から

彼(セレッキ―筆者)曰ク、予ハ已ニ年老タレハ必要ナシ。然レトモ、多数ナル此等青年ノ将校兵卒ニ対シテ其自由ヲ与ヘラレサルハ、是日本政府ノ酷ナルナリ。露国カ先年土耳其古ト戦フヤ、露国ニ於テハ陛下ヨリ斯克ノ如キ自由ヲ全然許可セラレタリ。(中

略)願クハ日本政府モ亦此点ニ鑑ミテ唯俘虜耳ニ許スノ遊郭ヲ開カレタシ。聞ク日本下士卒ノ今ヤ露国ニアルモノ皆此自由ヲ与ヘラレアリト。自分(檜枝通訳―筆者)弁シテ曰ク、欧州ニテハ然ルコトモアラン。然レトモ日本ニハ亦日本ノ氣質アリ。到底君等ノ希望ハ遂ケラルルコトナカラン。¹⁷

と、青年将校と遊郭について、捕虜の遊興を認めないのは酷であるという意見が出された。しかし即座に通訳から、捕虜専門の遊郭を作ること、日本側は受け入れられないだろうと回答されている。

捕虜の登楼については、東京の要路にいる某軍人は、「区域内に於て遊興を試むるは、取締規則の禁ずる所に非ざれば、一般の風紀に弊害を及ぼさざる限り俘虜にして酒食の巷は遊び心中の憂鬱を遣るが如きは必ずしも非難すべきことにあらず¹⁸」と、捕虜の遊興は規則が禁止するところではないので、風紀を乱さない限り禁止は出来ないとした。自由行動については、豊橋捕虜収容所長の談話も同様で、「(捕虜の自由散歩は―筆者)皆国際公法に基き我政府より彼等俘虜に付与したる機能の範囲内に於ける行動に過ぎざれば、世人は少しく眼界を広くして戦捷国民たるノ態度を彼等と感じしめられたるものなり¹⁹」と述べており、捕虜の登楼を禁止することはできず、住民も大きな視野で捕虜の行動を見てほしい。こういった大きな視野で見る根拠も根拠は国際法遵守であつた。

また、ロシア人捕虜の中にも、

名古屋捕虜中将ニキ―チンは、流石に之(登楼―筆者)を苦々しく思つたか、自分と共に本願寺東別院に居る所の副官始め、諸将校に対して、一篇の論告を下した。それは、

日本政府が我々に与ふるに自由散歩の厚遇を以てするは実に感謝すべき事なり、然れど年少気鋭の者、勢ひ足を遊里等に入れんか、後日本国は固より列国に聞こえしときの面目如何、況んや宣誓を度々するは、露国軍人の面目を汚すなり、故に断じて自由散歩を願出づ可からず。²⁰

と、登楼をよく思わない捕虜将校もいた。しかし、料理屋で遊ばなかったのは少数で、

彼等（ロシア人捕虜―筆者）の中にも、全然料理店に遊ばず、又青楼に近づかなかつた人もあつたが、此等は、甚だ少数であつた。（西本願寺に居た、将官の副官三名位に過ぎなかつた）俘虜中、其最も遊樂を好んだのは、徳源寺、万松寺、大龍寺の青年将校等であつた。²¹⁾

青年将校が中心に多くの捕虜が登楼している事が分かる。

日本では、開戦直後から敵がい心が高揚しており、教会などが襲われる事態であつた。捕虜は見せ物であり、時には神経を逆なでするような慰問までなされた。しかし、「文明国」日本でなくてはならず、相手を誹謗するような暴言を吐いたり、戦捷記念の行列にロシア兵の首の人形を侮蔑しつることは禁止されたりするような日本社会の雰囲気であつた。しかし、実際捕虜が豊橋町に來たときは、警察官・憲兵らに嚴重に取り囲まれ、捕虜を見て笑つたということで殴打される。自由散歩、特に登楼についても、日本軍としては風紀を乱さない限り取り締まれないという国際法を守つた上の立場での「優遇」ということであつた。それに理解を示す住民はいなかつた。

（豊橋市美術博物館学芸員 会計年度任用職員）

註

- (1) 『豊橋市史』第三卷、一五三頁、一九八三年。なお、史料中には現在から見ると差別的な表現が含まれるがそのままにした。「俘虜」と「捕虜」の両方の表現があるが記述は「捕虜」で統一する。
- (2) 中村健之介訳『ニコライの日記』（下）二〇一一年、岩波書店、一一三頁、一九〇四年二月七日。
- (3) 同右、一三八頁、一九〇四年三月二二日。
- (4) 『新朝報』一九〇四年六月二五日「豊橋聯隊の南山戦況」。

(5) 坪谷水哉「捕虜もの語」『日露戦争実記』第一七編、一九〇四年六月一三日。

(6) 防衛研究所「明治三七〜三八年戒嚴関係書類（四）」JACAR：C09020296700、アジア歴史資料センター。

(7) 『新朝報』一九〇五年五月四日「俘虜と義太夫」。

(8) 防衛研究所「俘虜と国旗行列」『松山水曜会記事』JACAR：C06040926300、アジア歴史資料センター。

(9) 『新朝報』一九〇四年八月三日「祝捷準備に関する注意」。

(10) 音羽町史編さん委員会編『音羽町史（史料編三）近代』二〇〇二年、四五九頁。

(11) 『新朝報』一九〇五年二月一日「俘虜に対する注意」、三月一日「俘虜に対する注意」、五日「俘虜愈来る」に記事掲載。二月一日、一日、三月五日に投書 を掲載。

(12) 前掲『音羽町史（史料編三）近代』四五九頁。

(13) 『新朝報』一九〇五年三月七日「昨日の豊橋停車場」。

(14) 『新朝報』一九〇五年三月七日「投書函」。

(15) 『新朝報』一九〇五年六月一日「投書函」。

(16) 『新朝報』一九〇五年六月六日「投書函」。

(17) 防衛研究所「セレッキーとタゲーエフの提議」『松山水曜会記事』JACAR：C06040911400、アジア歴史資料センター。

(18) 『新朝報』一九〇五年三月二八日「俘虜と遊郭」。

(19) 『新朝報』一九〇五年五月六日「豊橋俘虜収容所長の談を読む」。

(20) 僉刃生「捕虜物語」『日露戦争写真画報』第二二卷。

(21) 蜷川新『興亡五十年の内幕』二八頁、一九五三年、六興出版社。